

未登録の剣をお持ちのみなさんへ

持っておられませんか？

刃渡り5.5センチメートル以上の
剣も登録が必要になります!!



「剣」とは

- ◎ 柄を付けて用いる左右均整の形状をした諸刃（両刃）の鋼質性の刃物であって、先端部が著しく鋭く、本来殺傷の用具としての機能を有するもの。
- ◎ 剣の形状及び実質を有するものは名称のいかんを問わず、剣となり所持できません。

- ◎ 銃刀法の改正（平成20年12月5日公布）によって平成21年1月5日（施行）から刃渡り5.5cm以上の剣は、輸出若しくは廃棄が理由のほかは所持することができません。
- ◎ 所持しておられる方は、7月4日までに輸出するか最寄りの警察署に提出等してください。
- ◎ 施行の日以降は、輸出や廃棄目的以外に日本国内では、有償無償を問わず譲り渡しや譲り受けはできません。
- ◎ 刃渡り5.5cm以上の剣を持っておられ、美術刀剣として登録を希望される方は、警察への発見届出の後、登録審査を受けられ、合格すれば、美術刀剣として所持することができます。
- ◎ 審査が不合格になれば、警察に廃棄してください。

【 お問い合わせ 】

京都府警察本部 生活安全企画課

電話075-451-9111（代表）